

## 平成18年度事業計画

### 第1 はじめに

リフォーム詐欺事件がきっかけとなり、成年後見制度が各方面からかつてないほどの注目を集めている。そして、介護保険制度の改正に伴い新たに設置される地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）においても権利擁護や虐待防止が必須事業となり、また、総合法律支援法における日本司法支援センター（以下「法テラス」という）においても主要な相談事業の1つと位置づけられていることなどから、成年後見制度が広く利用される見通しとなっている。成年後見制度は介護保険制度と車の両輪といわれながらも、特に行政面で著しく対応が遅れていることが指摘されていたが、制度施行6年目にしてようやく国の社会福祉政策の表舞台に立つことができたと言えよう。

今、地域社会では治安が悪化し、高齢者・障害者が強盗やひったくり等の被害に遭うことが多くなっている。高齢者を狙う悪徳商法も後を絶たず、また頼りとする家族・施設等から虐待を受けることすらある。一方、核家族化の進行は地域社会の弱体化を招き、かつてのように近親や近隣の相互扶助、見守りなどを期待することが困難となっている。高齢者・障害者が住み慣れた地域で人間としての尊厳を保って暮らし続けられるための施策が強く求められている。

新たに導入される支援センターは、こうした社会的ニーズに応じて設計された権利擁護と虐待防止の拠点である。支援センターと当法人、そして家庭裁判所を始めとする関係機関とのネットワークができれば、高齢者・障害者等についての分厚い権利擁護体制が創出されることになる。支援センターに地域住民の参加があれば、「地域福祉」を推進させ新たなコミュニティを形成させることにつながるかもしれない。支援センターが事業として掲げる権利擁護と虐待防止を具体化するため、当法人はナショナルセンターとしての機能、支援センターと法テラスを相互に接続できる独自の役割、そして全国組織であるなどの利点を発揮し可能な限りの支援を行う必要がある。

平成18年度は、成年後見制度の普及を促進させる千載一遇の機会であること、そして当法人の果たすべき役割は極めて大きいことをまず始めに確認する。

### 第2 重点目標

#### 1. 研修及び執務管理の充実

マンション等の耐震強度の偽装事件が人々を不安に陥れている。これは建築や設計に携わる人々の職責や倫理が問われた事件であったが、専門家に対する社会的信頼を裏切ってはならない、自らの責任をもって執務を管理しなければならないという点においては決して他人事ではなく、司法書士も法律専門家として改めて肝に銘ずるべきである。これらの事件を踏まえると、当法人の中核事業である研修・執務管理の社会的意義は、ますます大きくなっている。

研修については、『実践成年後見』などを教材にして事例検討会や倫理研修会等を充実させ、会員が職務上迷ったり孤立したり独善に陥らぬよう体制を整える。

執務管理については、これまで各支部から本人の個人情報に記載された事件報告書が本部に送られ、これに執務管理委員会が目を通していたが、今般、法定後見に関しては本人

の名が記載されずまた報告内容も大幅に簡素化された報告書に変わった。この結果、これからの本部の会員に対する執務管理のあり方は支部が主体となり各会員の執務を支援する方法へ転換が促進されることになり、支部に「執務支援委員会」を設置するなどその仕組みを具体化する。

## 2. 支援センターとの連携

当法人は支援センターの連携団体として紹介されているが、そのネットワークの構築はまだ緒についたばかりである。これでは権利擁護事業が具体化しなくなる恐れがあるので早急に連携体制を築く必要がある。具体的には以下の活動を行う。

- ① 市町村（都道府県を含む）や支援センターからの要請に基づく連絡協議会ないし意見交換会への協力・支援。
- ② 支援センターからの要請に基づく定期的な権利擁護協議会（「市町村包括ケア会議」）への協力・支援。さらに「高齢者虐待防止ネットワーク」への積極的な参加も必要である。
- ③ 支援センターの運営を地域で協議・評価する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に対する協力・支援。運営協議会は市町村に必ず設置され、支援センターが公正・中立に活動しているか、事業計画に基づいた事業を実施しているか、職員が確保されているかどうか等を掌握する。例えば、必要な権利擁護事業を実施していなければ指導や改善を求めたり、職員が適任者でない場合は「再任不可」とすることもできるので、運営協議会の役割は大きい。運営協議会を構成する人材の如何によってその市町村の地域福祉は決まってしまうと言っても過言ではない。その構成員には医師等の他、「地域における権利擁護及び相談業務等を担う関係者」（運営協議会設置要綱第2条(3)）と定められていることから、当該市町村に関係する会員は積極的な協力・支援を行う必要がある。
- ④ 市町村等が行う「市民後見人」の養成事業に対し、テキストの作成や講師を派遣するなどの協力・支援。市町村申立は必然的に増加するので、成年後見人の養成・確保は市町村の付随的事业になると考える。成年後見制度の普及の面からも協力・支援を行う。なお、当面、当法人自体は「市民後見人」の養成事業は行わない。

## 3. 法テラスとの連携

当法人が「司法書士総合相談センター」とは別組織と位置づけられたことにより、支部独自の役割が発揮されることになった。一方、組織の実情からみて、司法書士会の物的人的支援がなければ期待に応えることができないと考える。日本司法書士会連合会には継続して協力要請を行うが、支部としても司法書士会、そして地方事務所との連携を深め、相談者の受け入れ体制を整備する。

## 4. 支部活動の活性化

制度施行6年が経過したが、当法人全体として見れば多くの社員が成年後見業務の相談を受け、また成年後見人等に就任し、家庭裁判所をはじめ行政機関や社会一般の当法人に対する評価は予想以上に高いものがある。また、平成18年4月からは介護保険の見直しに伴う地域包括支援センターの事業が開始され、「法テラス」の事業も平成18年10月から実働開始する。これに伴い成年後見制度普及の舞台は中央から地域に移り、支部の役割はこれまで以上に大きくなっている。支援センターや法テラス等からの相談も増加することから、下記の取り組みを通して、その受け入れ体制をさらに充実させる。

① 平成18年のメニュー事業「親族向け成年後見人養成講座」「遺言と成年後見制度に関する説明会」を開催し、支部活動を活性化する。

② 「ブロック会議」等の開催

支部運営等の現状はさまざまである。平成18年度以降の支部活動については、上述のとおり成年後見制度を取り巻く諸環境の激変を考慮して従前の方法等を含めて、その全般的な見直し作業を行う。全国全ての支部の活性化を目指して、ブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議会を開催する。

また、各支部から本部の各種委員会委員として出向している会員に対し、本部での活動に留まらず、可能な限り同種の支部事業やブロック会議に参加するよう求める。本部委員が本部の情報を伝え、そして、支部の情報（事例など）を収集すれば、支部活動が活性化するだけでなく効率的な組織運営ができる。

5. 日本司法書士会連合会との連携

前年度に引き続き、日本司法書士会連合会と定期的協議会を開催する。

6. 入会促進

専門職後見人の需要が必然的に高まっており、それに見合った供給体制を用意する必要がある。成年後見制度の普及のためには、会員数5,000名を目標に掲げ、新入会員に対するガイダンスの開催や司法書士会、ブロック等の研修事業の中に成年後見制度に関する研修項目を入れる等の働きかけを行う。

7. 組織改善と財政の健全化

支援センターや法テラス等の設置に伴い支部の役割はますます大きくなっている。平成17年の財政運営等に鑑み、本部機能の比重をいわば司令塔的な役割に移し、事業の効率化、スリム化、そして支部の活性化に向けた組織改善を行う。

### 第3 具体的事業計画

当法人は、高齢者、障害者等の自己決定に基づいた安心な日常生活を支援することによって、高齢者、障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としている。

平成18年度においても、前年度に引き続き、本人の権利擁護と福祉の増進、ひいては成年後見制度の普及と健全な発展という目的を達するために、以下の区分による具体的な事業を支部とも連携協力しながら行うこととする。

1. 権利擁護の担い手である会員の執務支援及び組織運営に関する事業
2. 成年後見制度の普及に関する事業
3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業
4. 後見人の執務のあり方に関する事業

1. 会員執務支援及び組織運営に関する事業

(1) 会員執務の支援及び管理

① 法定後見業務に関する報告書の調査・会員に対する支援・指導方法の確立

個人情報保護法の施行に伴い、平成17年度9月より新様式による報告書の運用を開始した。会員の新規受託事件数も引き続き増加し平成18年3月末時点では法定後見人及び後見監督人就任の（法人後見を除く）継続事件数が2,800件を超えており、業務報告書の調査並びに調査結果に基づく会員に対する支援・指導（以下、執務管理事務という）を、よりの確かつ効率よく実施することが急務である。当面は、本部が主とし

て引き続き執務管理事務を担うが、さらに増加する継続事件数に対応するためには、支部・本部がそれぞれの役割を認識し、執務管理事務を分担することが必要と考えるため以下を検討する。

ア. 本部執務管理委員会においては、委員の事務所における報告書調査を実施し、委員会では懸案事件の協議や重要事項の決定のみを行う。

イ. 報告書調査における、支部・本部の二重調査の原則的廃止

(執務管理委員会が設置済、あるいは今後設置が可能な支部)

支部における調査で、会員に対する支援の必要がある、あるいは執務遂行に問題があると判断した報告書を限定し、本部執務管理委員会で二重に調査する。

ウ. 支部に対する、業務報告書の受付管理、執務管理事務等に関する支援

(執務管理等、支部の体制整備ができていない支部)

本部執務管理委員会の委員等が支部に出張し、支部役員と直接協議し支援を行う。

エ. ブロックにおける報告書調査に関するアンケート実施

ブロックの核となる支部において報告書調査を行うことで会議費用を削減するだけでなく、会員に対する支援の必要がある、あるいは執務遂行に問題がある事件等具体的事案の対応を協議することで、情報の共有化を促進しブロック全体の会員執務のレベルアップやブロック内の活性化につながることを考えるブロックにおける報告書調査に関し支部に対しアンケート調査を実施する。

② 業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲の実施・拡大

会員の受託事件内容につき管理簿による管理を開始しており、執務支援、管理・指導を担う委員会等が設置済みで、既に会員に対して一定の執務支援等の実績があり希望する支部に対しては、業務報告書の保管委託と執務管理事務の委譲を行う。

③ 任意後見業務に関する業務報告書新様式の確定・運用の実施

『委任者から当法人に対する報告書の提出に関して同意が得られている』ことを前提とした、任意後見業務に関する報告書の新様式を確定させ、早期の運用を実施する。

④ 後見事務遂行に関する情報提供並びに後見事務や倫理等に関する研修会に対する講師派遣

執務管理において把握した問題のある後見事務遂行等に関する情報を会員に対して提供するとともに、支部が実施する研修会に対しては積極的に講師を派遣する。

⑤ 後見ソフトの活用

成年後見業務報告のあり方が大きく変化したことに伴い、後見ソフトを当法人が組織として維持管理する意義がなくなったものとする。従って、次回契約更新時期である平成19年3月には契約を終了させることを目標にし、今年度は、ソフト提供者との契約解約に向けての精算調整、及び現在使用している会員との調整業務を行う。

(2) 法人後見、法人後見監督への対応

当法人に対する社会からの大きな信頼は、その研修、監督・支援等の制度、そして何より各会員の執務スキルによるものと思われ、また、当法人の法人後見に対する評価も、困難事例等に積極的に取り組む各支部・各担当者の努力により、非常に高く、今後の期待も大きなものがある。その信頼をゆるぎないものとするためには、現状の問題点を真摯に受け止め、積極的改善の手を打つべき時期に来たといえる。当法人に関しては、法人の組織が大きいことによる弊害が指摘され、その対応の検討に入った。

① 法人後見システムの再構築

法人後見の最大のデメリットである、時間がかかる点をいかに克服するかにかかっている。

ア. 法人後見ハンドブック（法定後見版・任意後見版）の徹底 - 未だに承認申請等に規定の申請書を使わず、支部意見等を記載せずに申請している場合がある。合同会議等を通じマニュアルの徹底を図るとともに、マニュアルの問題点を洗い出し、より使い易いマニュアルを作成する。

イ. 支部組織の確認 - 法人後見を行いながら未だに支部組織が機能せず、個人後見の域を脱していないところがある。

ウ. 重要事項等の意思決定機能の支部委譲 - 支部によっては支部法人後見委員会等の組織がしっかりしていて、組織的に高度のサポートが可能で、会議体による複数の意見による意思決定ができ、遂行報告書の提出等が良好なところには、相当程度の重要事項意思決定機能の委譲をする。

エ. 本部委員の強化。

オ. 任意代理、任意後見の監督制度の確立。

## ② 本部・支部間の意思の疎通の強化

法人後見の使いにくさの指摘があるが、その指摘は千差万別で、概ね以下のアからエまでの場合が考えられる。その対策として今年度は、以下のオからケまでの事業を実施する。

ア. 担当者・支部・本部のいずれか或いは複数の業務遅滞で本人及び利害関係人との信頼を損ねている場合。

イ. 担当者・支部・本部間で情報が伝達されておらず、意見の疎通ができていない場合  
ウ. 法人後見の承認基準が困難事例に限られていることによる場合

エ. 重要事項意思決定に付き担当者と支部・本部との間に見解の相違がある場合

オ. 本部・支部合同会議の開催

カ. 法人後見業務執行支部からの本部委員派遣必須制の導入

キ. マニュアルの改良(プロジェクトチームの選抜)

ク. オンライン会議の検討（I P電話・スカイプ等を使ったオンライン会議の導入の検討）

ケ. 監督マニュアルの導入

## ③ 個人情報保護システムの整備

前年度策定した「個人情報保護運用マニュアル」にもとづき、個人情報保護システムを整備する。

## (4) 研修等バックアップ体制の充実

講演会において、当法人の会員として高齢者や障害者等の権利擁護を担う職能としての期待感を感じる一方、行政や施設において、成年後見制度の必要性をまだまだ感じていない実態を思う日々を過ごしている。これは、現場における実際の必要性を感じないからかと思うが、その認識は、多くの司法書士においても同様ではないだろうか。専門家の説明責任やパタナリズムの弊害が叫ばれている中、施設の必要性からではなく、本人の権利擁護の視点から、この成年後見制度の利用を考えていかなければならない。そのために、研修としては、知識の習得だけでなく、成年後見業務に欠くことの出来ない人権意識や現場感覚を養うことも大切であると考え。会員も、被後見人等との関わりの中で、改めて成年後見実務に関する研修の重要性が認識されるものと

思われる。

こうした期待に応え得るように、本年度も実務研修・倫理研修を通して会員の後見事務の質を向上するため、本部各委員会及び役員と協力して、研修講師の派遣、各地域における本部研修等を企画、及び、研修教材としての「法定後見ハンドブック（改訂版）」の作成及び「任意後見ハンドブック」、「研修用ビデオ」の配布を予定している。

- ① 共通補助教材の作成等
  - 「任意後見ハンドブック」の会員への配布
  - 「法定後見ハンドブック（改訂版）」の作成および会員への配布
- ② 研修に関する規定等の検討
  - 「研修規定」「研修実施要綱」及び「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」に関する検討
- ③ 支部研修等に対するバックアップ体制の充実
  - ビデオ作成をかねた本部主催（若しくは支部との共催）研修会の開催
- (5) 成年後見制度の改善検討等
  - ① 「医療行為の同意」の問題については、検討すべき具体的課題につき論点毎に検討を重ね、その中で関係専門職との意見交換を行ない、その経過を社員に伝え、議論を広げていきたい。
  - ② 「任意後見制度の改善」の提言については、司法書士・公証人・金融機関に対するアンケート結果を分析し、平成18年7月～8月に行なわれるブロック会議における議論・意見をふまえて、任意後見制度についての改善点について、平成18年12月を目処に提言を行う。
  - ③ 前年度公表した「法定後見改善提言」についての講師を積極的に支部に派遣する。
- (6) インターネットホームページの充実
  - インターネットによるホームページは、当法人の対外広報のツールとして極めて重要な役割を果たすまでに至っているため、その維持管理と更新に鋭意努めていきたい。
- (7) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿
  - 当法人の内部広報の充実を目指して、Eメールによるリーガルサポートニュース「会員通信」の定期発行を行う。また、各種情報の伝達手段として、引き続き「月報司法書士」への投稿を行う。また、メール登録会員の増加を推進する。
- (8) 組織紹介リーフレットの作成
  - 従来、当法人の成年後見制度の普及活動等を紹介するリーフレット・小冊子等は発行したが、当法人の組織を紹介するリーフレットは発行していなかった。今年度は、日本司法支援センター（法テラス）や地域包括支援センターが発足することもあり、これを絶好の機会としてとらえ、組織紹介リーフレットを発行する。
- (9) 会員管理と事務局体制の充実
  - ① 事務局の運営及び事務局体制の充実
    - 平成18年4月1日現在における当法人の会員数は司法書士会員3,758名、司法書士法人会員7法人である。事業規模の拡大に伴い、事務局が処理すべき事務量は増大しているため、文書の電磁記録化などにより事務局運営の効率化、スリム化を促進していく。また、個人情報保護運用マニュアルにもとづく適正な個人情報の取扱いを実現するため、総務委員会と連携し、事務局体制の整備・充実を図る。
  - ② 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会（前年度までの「支部ブロック運営会議」の名称を変更した）等の定期的な開催により、支部の活動状況、問題点あるいは課題等につき協議を行って支部の活性化を促進するとともに、本部と支部間の連絡体制の強化に努めていく。

③ 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

成年後見制度の担い手たる専門職後見人を数多く供給する当法人に対する期待が高まる中、家庭裁判所等からの推薦要請に不足なく人材を供給できなければ、当法人の存在意義が問われることにもなりかねない。そのためにも、日本司法書士会連合会や各司法書士会の協力のもと、入会ガイダンスや研修機会を通して入会等と呼びかけるなどして、正会員の入会促進と後見人等候補者名簿への登載を強力に推進する。

④ 賛助会員及び寄付金の募集

当法人は、高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支える成年後見制度の受け皿として、また、成年後見という公益の創造と普及に努める団体として高い評価を得ているところであり、当法人の事業に賛同する賛助会員を募って財政面の支援を要請する。また、当法人の財政基盤強化が急務となっていることから、関係者との利益相反関係に配慮しつつ、積極的に寄付金の募集を行う。

⑤ 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の組織整備のため、定款・規則・規程・基準等を整備する。特に、公益法人制度改革の日程が具体化したことから、公益法人の認定に向け、財務部と連携して定款・諸規定の見直し作業を進めていく。また、個人情報保護運用マニュアルの実施状況を検証し、必要に応じて見直し作業を行う。

⑥ 各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対し、登載証明書の発行事務を行う。

⑦ 包括補償保険制度の検討

司法書士業務賠償責任保険制度との関係に留意しつつ、現行の包括補償保険制度の補償範囲及び補償額に関する問題点等を検討し、必要な見直しを行う。

⑧ 本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネットを利用した会計処理システムを、全国の各支部で完全実施し、各支部における予算執行状況の正確な把握を行うとともに、中間決算、最終決算時における支部と本部の負担軽減をはかるものとする。また、今年度は、従前の会計処理システムを一部改善した新システムで運営されることから、支部における円滑な実施のための協力及び支援を適宜行う。

⑨ 効果的財務体制の確立

非営利法人に関する法改正、公益性の認定基準に関する動向等も踏まえ、公益性の高い健全な財務会計体制をめざすこととする。特に、各支部に留保されている繰越金については、公益性の認定基準等の動向も踏まえた上で、過剰な留保金とならず、結果として2年程度の間に問題が解消されるような方策を引き続き検討するものとする。また、各支部への支部交付金の支出方法については、全国各支部の事業の活性化のために、極力、支部における個別事情等をも反映できる方策を引き続き検討する。

(10) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

三菱UFJ信託銀行が受託運営する「公益信託 成年後見助成基金」の募集、申請受付の事務作業に協力し、あわせて助成基金に対する寄付の呼びかけを行う。

### (11) 業務審査委員会

本委員会の設置目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。本委員会については、定期的に会議を開催する。

### (12) 意思能力調査委員会準備室

#### ① 法定後見の申立三類型の分類に関する研究

本人支援機能として後見制度を考えたとき、法定後見の申立においても本人支援の立場に立った分類があるべきであり、代理権、同意権等の付与も考えられるべきとの考え方から前年度に引き続き継続検討をする。

#### ② 任意後見契約能力に関する研究

後見実務の面で即効型の任意後見契約の問題が指摘されているが、そうした契約能力の問題点については、前年度に引き続き継続検討をする。

#### ③ 生活環境調査報告書アンケート結果の周知と利用促進

「生活環境調査報告書」の利用を通して、当法人会員による本人支援を促進するとともに、さらに改善を図っていきたい。

#### ④ 準備室のあり方の検討

前各号の研究・検討に併せて、「意思能力調査」の意味も含めて本準備室のあり方ならびに今後の方向性を継続検討する。

### (13) 公益法人の認定に向けた組織整備の検討

公益法人制度改革のための法改正の日程が具体化してきており、平成20年には一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等が施行されることが見込まれている。当該法律が施行された場合、移行期間（法施行から5年間とされる見込み）の間に、公益法人としての認定又は新法が適用される通常の社団への移行の認可のいずれかを申請することが必要となる。当法人が、公益法人としての認定を受けるためには、機関、財務を含めた組織全体の見直しを行い、新しい認定基準に合致しているか否かの検証を行う必要があるものと考えられる。総務部、財務部を中心とした執行部全体で、公益法人の認定に向けた組織整備の検討を行う。

## 2. 成年後見制度の普及に関する事業

### (1) 全国一斉無料成年後見相談会

当法人設立以来、毎年、全国50支部で開催全国一斉無料成年後見相談会は、各地域において浸透し定着してきている状況にある。本年度も本相談会に必要なポスターを作成し、これを提供等することを通して、支部の運営並びに支部事業の活性化につなげたい。

### (2) 小冊子等の発行

「支援センター」「法テラス」等からの需要も見込まれることから、「いつもあなたのそばに」を増刷する。

### (3) 書籍等の発刊

#### ① 「成年後見教室」の発行

レベルを下げることなく、制度に携わる多くの関係者とりわけ法律の専門家ではない福祉関係者や親族等にも理解しやすい実務書はどうあるべきかの検討に時間を割いて来た結果を踏まえ、本年秋の発刊を目指す。

#### ② 「任意後見契約マニュアル」の発行



前年度編集に着手した「任意後見契約マニュアル」については、本年度に発行する予定である。

(4) 成年後見制度普及フォーラムの実施

当法人、NHK厚生文化事業団、NHK福島放送局主催によるNHKハート・フォーラム「老いても自分らしくあるために～成年後見とは～」を、本年7月1日に開催する。

3. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業

(1) 親族向け成年後見人養成講座の開催（支部メニュー事業として実施）

従来、本講座は、一般人向けと専門家向けの2本立てで始まったが、最近の状況では、一般人向けがさらに、親族後見人向けと市民後見人向けに分化しつつある。しかし、親族後見人に対する後見事務のノウハウの提供は、家庭裁判所からも期待されているところであり、当面、親族後見人向けに絞って展開していきたい。各支部における開催状況をみると、親族後見人向けと市民後見人向けの区別が判然としないものも見受けられ、本年は、可能な限り、親族後見人あるいは親族後見人候補者に的を絞った講座を開催していただきたい。また、養成講座テキストの増刷及び改訂にも取り組んでいきたい。なお、重点目標に記載したとおり、当面、当法人自体は「市民後見人」の養成事業は行わない。

(2) 「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催

日本財団の助成は昨年度で終了したが、平成18年度の支部メニュー事業に採り入れられたので、昨年と同様に開催していきたい。この説明会は、対外的広報活動の視点からは行政機関や関係団体、及びマスコミ等への情報提供を積極的に行うものであり、当法人並びに成年後見制度の利用促進に繋げていく成年後見出前講座の性格を多分に含むものであることを付言する。

(3) 市民後見人養成に向けた市町村等との連携

市町村等において、市民後見人の養成事業が進められている。当法人を始めとする専門職団体が後見人候補者を早急に確保することが困難なこと、良質な後見人の養成は国の社会的責任であること等を鑑みると、後見人不足を補うものとして意義のある事業と言えよう。しかし、市民後見人とはいえど、本人の権利擁護者である点については専門職後見人と何ら変わるところがなく、また後見人としての責任が軽減されるわけではない。よって、市民後見人の養成事業を進めている市町村等にあっては、併せてサポート組織を立ち上げ、研修、執務管理、家庭裁判所等との連携などを継続して行うことが市民後見人養成の条件と考える。

当法人は以上を踏まえて、市町村等の行う市民後見人養成事業に対し、講師の派遣やテキストを作成するなどの支援を行う。

(4) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

現在までに構築してきた各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会などに積極的に関わっていくことにより、会員の執務環境が改善整備されるよう努める。

4. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 日本成年後見法学会の活動支援

日本成年後見法学会に対し、役員や委員を派遣するなどの支援の他、学会の活動をみな

がら柔軟に対応する。

(2) 「実践 成年後見」誌の企画

「実践 成年後見」は、我が国唯一の成年後見専門誌として、制度を広報し、実務を支援し、公論を喚起している。このことは、制度の探求を通じて、少子高齢化し、不安が増大する我が国への高い貢献を示しているといえる。平成18年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会と協力して、「実践 成年後見」誌発刊の企画事業を完遂する。そのために、全国を8ブロックに分割し、各ブロックから新企画委員を募集し、事例探求の拡大、組織化を目指したい。

① 事業 : 「実践 成年後見」第17号～第20号を発行。なお、第20号については、記念号としての取扱いを予定している。

② 組織・会議 : 企画委員会を年4回開催、各ブロック企画委員会を年1回開催、編集委員会への企画委員派遣年4回実施

(3) 「成年後見六法」の発行

当初3月に改訂版の発刊を予定していたが、法案成立の遅れに伴い盛り込むべき政省令の発令にも遅れが生じることとなった。そのため、所要の調整を行い、本年6月～7月の発刊に向け準備中である。

(4) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会等各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。